第19回(43回)かみかわ駅伝開催要項

主　　催　神川町スポーツ協会
後　　援　神川町・神川町教育委員会
協　　力　埼玉県警察児玉警察署・神川町交通指導員・児玉地区交通安全協会（神泉・渡瀬・青柳・丹荘支部）
神川町スポーツ少年団・神川町観光協会
協　　賛　朝日工業(株)埼玉事業所　他

１　期　　日　令和９年　１月１７日（日）小雨・小雪決行
※中止の場合は、午前７時に決定。町内は、防災無線。町外は、チーム代表者に電話連絡。

２　会　　場　神泉小学校（受付・開会式・スタート）　神川町大字下阿久原８７５-１
神川町役場（北）（ゴール）　中央公民館（閉会式）　神川町大字植竹８６７－２

３　日　　程　① 受　付　８時３０分～９時００分　神泉小学校校庭
② 開会式　９時００分～９時２０分　〃
③ スタート　**１０時００分**　神泉小学校北側道路
④ 閉会式　１２時３０分予定　中央公民館ホール



４　走路及び区間　７区間　総距離　２０．２ｋｍ　※ショートの部　４区間　１１．７ｋｍ

	区　　間	距 離	選手点呼	(役員集合)
第１区	神泉小学校北側　～　水辺公園入口	２．４６ｋｍ	9：40	9：25
第２区	水辺公園入口　～　新宿集会所	３．４５ｋｍ	9：50	9：30
第３区	新宿集会所　～　青柳保育所	２．７９ｋｍ	9：55	9：40
第４区	青柳保育所　～　神川町役場(北) **※ショートの部ゴール**	３．００ｋｍ	10：05	9：40
第５区	神川町役場(北)　～　八日市集会所	２．８８ｋｍ	10：20	9：40
第６区	八日市集会所　～　元阿保公会堂	２．１５ｋｍ	10：30	9：40
第７区	元阿保公会堂　～　神川町役場(北)	３．４７ｋｍ	10：40	9：40

５　部門・参加資格　（②・③・④の資格基準日は、代表者会議の期日とする。）

（１）行政区対抗の部（町内行政区で編成されたチーム）
① 参加行政区に在住の者。登録選手は、平成 26 年 4 月 1 日以前生まれの者。但し、中高生等（平成 20 年 4 月 2 日から平成 26 年 4 月 1 日までに生まれた者。以下同じ。）は３名以内とする。
② ふるさと選手
現在の住所地を問わず、過去に在住経験のある参加行政区に限り選手登録を行うことができる。
③ 町内在住で住所地と異なる行政区に在勤の者は、在勤地の行政区でも出場できる。
④ 参加しない行政区に在住の者は参加行政区との協議により参加行政区において選手登録を行うことができる。
※1　上記②・③・④の資格者は合わせて１チーム５名以内。
※2　行政区の連合体での参加は、大会会長が認めた場合に可能とし、上記①～④の参加資格は同様。

（２）一般対抗の部（クラブ・事業所・愛好者等で編成されたチーム）
登録選手は、平成 26 年 4 月 1 日以前生まれの者。但し、中高生等は３名以内とする。

（３）ショートの部（町内行政区・クラブ・事業所・愛好者等で編成されたチーム）
登録選手は、平成 26 年 4 月 1 日以前生まれの者。

６　参加規程
（１）１チームの登録選手は、正選手７名（ショートの部は４名）、補欠選手３名以内とする。監督は選手を兼ねることができるが、その場合は、選手としても登録しなければならない。
（２）登録選手の変更は代表者会議までとし、その後の選手変更は、登録選手内の変更のみ認める。
（３）選手は、複数のチームに登録することができない。

７　参 加 費

行政区対抗の部	５，０００円／１チーム
一般対抗の部	８，０００円／１チーム
ショートの部	５，０００円／１チーム

8　申込方法　所定の参加申込書に必要事項を記入し、参加費を添えて下記に申し込むこと。なお、一度納入した参加費は原則として返納しない。

申込先　：　かみかわ駅伝事務局（神川町中央公民館内　生涯学習課）

〒367-0245　神川町植竹 867-2　℡ 0495-77-4651　FAX 0495-77-5066

締切日　：　令和８年１２月３日（木）午後５時

9　傷害保険　主催者は、大会当日分のみ登録選手・監督についてスポーツ傷害保険に加入します。競技中の傷害や事故に際しては、応急処置並びに傷害保険の補償を除いて一切負いません。参加者は、前もって医師の健康診断を受けるなど、健康管理に十分注意してください。

10　表　　彰

◇ 行政区対抗の部

（1）　優勝チーム　　賞状・持ち回り優勝カップ・メダル

準優勝～第３位　賞状・トロフィー・メダル

第４位～第６位　賞状・トロフィー

※第４位以下の表彰は、参加行政区数によって変更させていただくことがあります。

（2）参加賞（名簿掲載者）

（3）１０回・２０回・３０回・４０回出場選手、監督（名簿掲載者）に賞状及び記念品

（4）各区間最高記録者に区間賞

◇ 一般対抗の部

（1）優勝～第３位　　賞状・トロフィー・メダル

※部門の参加数が３チーム以下の場合は優勝チームのみ表彰する。

（2）参加賞（名簿記載者）

（3）各区間最高記録者に区間賞

◇ ショートの部

（1）優勝～第３位　　賞状・トロフィー・メダル

※部門の参加数が３チーム以下の場合は優勝チームのみ表彰する。

（2）参加賞（名簿記載者）

（3）各区間最高記録者に区間賞

11　競技規定

（1）　選手１人の出場回数は、１区間とする。

（2）　選手は、主催者が用意したゼッケン(胸背部２枚)を付けること。ゼッケンの無い者は出発できない。

（3）　選手は、集合時間を厳守し、本人がゼッケンを明示して点呼を受けること。

（4）　競技の中継は、タスキの受け渡しによる。

① 中継所で新たに引き継ぐ走者は、中継線より進行方向に位置しなければならい。

② タスキは、中継線と進行方向概ね２０ｍの白線の間で引き継がなければならない。

③ タスキは必ず手渡しする。これを投げたり、または、落としたりして次の走者に拾わせてはならない。

④ タスキは、走者が全区間を通して持ち運ばなければならない。また、必ず肩にかけること。

（5）選手の変更は、競技開始後（１区スタート後）は認めない。選手個人の事故等やむを得ない場合は、中継所責任者に申し出て許可を得ること。

（6）伴走は認めない。一般車両に紛れて走者に伴走、応援したと認められた場合は、そのチームを失格とする。

（7）スタート後の棄権チームにあっても、正しく走った区間に限り、個人記録を認める。

（8）走者は、大会役員（交通警備関係者等）の指示のある場合を除き、原則として道路の左端を走ること。

（9）各交差点、及び見通しの悪いカーブ、国道・県道の横断では、警察、交通整理員等の指示に従うこと。

(10) 走者は、いかなる場合でも大会医務員より中止を命ぜられた場合は、従わなければならない。

(11) 第４中継所（神川役場北）以降において、先頭の選手より著しく遅れたチームは、繰り上げて出発するものとする。（行政区先頭の選手より３０分後）

(12) 前区間の走者に事故ある時は、次の中継点の最終走者通過後１分後に出発できるものとする。(繰り上げ出発)

(13) 参加資格が無いものが競技に参加した場合は、そのチームを失格とする。ただし、他の参加資格のある選手の個人記録は有効とする。

12　代表者会議　　**日時　令和８年１２月１８日（金）・予定　午後７時～**（監督へ通知）

場所　神川町中央公民館　　神川町植竹 867-2　　℡ 0495-77-4651

内容　注意事項の確認、ゼッケン等を配布しますので必ず出席してください。(襷は、当日配布)